

別紙 1

1. 除排雪機械運転員資格基準

- (1) 運転員は、道路交通法に規定する当該機械運転に必要な免許を所有していること。
- (2) 運転員は、前項によるほか、下記に該当する資格を有していること。

必要な資格	大型特殊免許 建設機械施工管理技士（※1） 車両系建設機械運転技能講習（※2）修了者
-------	--

※1 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第 34 条に規定する建設機械施工管理の技術検定に合格した者をいう。

※2 この基準において「車両系建設機械運転技能講習」とは、労働安全衛生規則第 79 条別表 6 に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

2. 除排雪出動作業基準

除 排 雪 作 業 出 動 基 準	
区 分	作 業 出 動 基 準
一 般 除 雪	午前 3 時の時点で降雪量 10cm 以上、あるいは降雪量 5 cm 程度で午前 7 時の時点で 10cm 以上になると予想される場合、出動するものとする。ただし、急激な降雪等による異常時には速やかに作業を開始し、監督職員に報告するものとする。早朝作業は、原則として午前 7 時まで完了すること。 なお、降雪量の確認時間（午前 3 時）は、受託者と協議のうえ、変更できるものとする。
運 搬 排 雪	堆雪量の増により、通行障害などが発生した場合、又は発生すると予想される場合には、監督職員と協議し排雪作業を行うものとする。

※1(抜粋)

建設業法施行令

第 34 条 法第 27 条第 1 項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工管理	建設機械の統一かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第 79 条 法別表第 18 第 1 号から第 17 号まで及び第 28 号から第 35 号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第 6 のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	一 学科講習 イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 二 関係法令 二 実技講習 イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	---